

お客様各位

2018年12月4日

## **【アフリカ輸出】ケニア向け B/L Instruction 記載事項のご案内**

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

ケニア港湾公社(KPA)とケニア歳入庁(KRA)により、モンバサ港経由ケニア向け貨物の輸出 B/L および貨物マニフェストに関しまして、下記情報の記載・申告が義務付けられましたのでご案内申し上げます。対象のお客様におかれましては、B/L Instruction 上へ下記情報のご提供をお願い申し上げます。

尚、情報が正しく弊社にご提供頂けない場合、現地での通関および貨物お引き渡し時に支障をきたす可能性がございますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 適用開始日：2018年11月30日(ケニア側での輸入申告日ベース)
2. 適用対象貨物：モンバサ港経由ケニア向け輸出貨物
3. B/L Instruction 記載必須事項：Consignee 様の以下4点の情報を Consignee 欄に記載

①Consignee's name

②Full address ※Personal Identification Number(PIN)に登録されているご住所

③E-mail アドレス

④携帯電話番号

\* Consignee が”To Order of Bank”の場合、銀行の②-④の情報を記載。Consignee が”To Order”の場合、Notify Party の②-④の情報を Notify Party 欄に記載。

以上